

東神楽町新墓園基本計画

平成 29 年 3 月



目次

第1章 はじめに	1-1
I. 背景と目的	1-2
II. 「東神楽町らしさ」の認識	1-2
III. 事業スケジュール	1-3
第2章 整備方針	2-1
I. コンセプト	2-1
II. 基本方針	2-2
III. 概略ゾーニング	2-3
IV. 施設概要	2-5
第3章 管理・運営	3-1
I. 大雪霊園管理運営の現状について	3-1
II. 新墓園の維持管理方法	3-2
III. 使用の流れ	3-4
IV. 使用者の範囲	3-5

第1章 はじめに

本町には、大正時代に共同墓地として許可を受けた柏木ヶ岡墓地と志比内墓地がありました。昭和 10 年に柏木ヶ岡墓地、昭和 12 年に志比内墓地がそれぞれ区画整理され柏木ヶ岡墓地については、本町及び旭川市西神楽地区（旧西御料地区）の居住者に対して、志比内墓地については、本町及び美瑛町（朗根内地区）の居住者に対し使用を許可していました。

その後柏木ヶ岡墓地の飽和状態により、町は近代的墓地公園を建設することとし、昭和 55・57 年に 1,497 区画、平成 11 年に 382 区画、平成 14 年に 2,452 区画を整備し、大雪霊園として町内外の方々に使用されております。

本町の人口は、平成 25 年 10 月に人口 10,000 人を超え、若年層が多く移り居住している状況ですが、将来的に人口はピークを迎え、今後、人口減少及び高齢化率の上昇などが推測されます。

このような状況から墓地については、全国的な少子高齢化の進行により、死亡数の増加に伴う、お墓の需要の増加が予想される中、お墓の承継者がいないという問題も出てきています。

合わせて家庭の核家族化など家族形態は多様化し、家族による継承を前提としたお墓の維持が、経済的なことも含め困難な時代となっていく中で、お墓のニーズも多様化しており、亡くなった方の尊厳を守り、安らかに眠ることができる新しい形態のお墓が模索されはじめています。

このようなことから、東神楽町では町営墓地に求められる役割を整理し、現代ニーズを把握し適正な墓地管理運営を目指すため、「東神楽町新墓園基本計画」を策定し、今後の墓地整備等に向け、本計画に基づき取り組んでまいります。本計画の策定に際しまして貴重なご意見、ご助言をいただきました「新墓園基本計画策定委員会」の委員の皆様、また、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

I. 背景と目的

本町は、第6次東神楽町総合計画（平成5年度～平成14年度）に位置づけ、平成14年に大雪霊園の整備を完了し、現在まで販売を実施し約15年を経過しました。

北海道では、厚生労働省の通知である墓地経営・管理の指針（平成12年12月6日生衛発第1764号）によると、墓地の経営主体については「市町村等の地方公共団体が原則である」とされており、本町においても町営墓地が担うべき墓地の管理運営を進めてまいりました。

近年では、少子高齢化の進行、核家族化等により社会情勢やお墓に対する意識が全国的に以前と比べて変わってきています。承継者の問題、経済的理由等から合葬式墓所に代表される承継を前提としないお墓に対する理解が進み、さらにそのお墓に対するニーズが高まっている背景があります。

本町でも平成27年度に「墓地に関する意識調査」を行い、変化する墓地需要の動向を調査してきた結果、納骨堂や合葬式墓地に関する要望が多かったことから、第8次東神楽町総合計画（平成25年度から12年間）は、中期基本計画（平成29年度から4年間）の見直し期間があり、今回の「東神楽町新墓園基本計画」を盛り込み進めます。

II. 「東神楽町らしさ」の認識

1 山並みへの眺望を大切にす

北海道の屋根と呼ばれる大雪山や十勝岳連峰の山々を間近に望み、大小の河川や森林、豊かな農地を身近に感じることができる環境の良さを兼ね備え、地域のシンボルでもある大雪山系などの山並みが美しく見える場所（大雪霊園）からの眺めを大切にします。

2 地形・植生を大切にす

本町は北海道第2の都市である旭川市に隣接し、北の空の玄関口である旭川空港が立地する利便性に優れた町です。この立地を生かし、北海道内外から多くの方々に利用される墓園の整備を目指します。

また、「花のまち東神楽」に相応しい花々等を植栽し、墓園全体のイメージを高めるため、環境美化をあわせて努めます。

III. 事業スケジュール

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
基本計画	○						
基本設計		○					
実施設計			○				
造成工事				←————→			
供用開始						←————→	

※建設事業開始時期は、平成31年以降順次整備していきます。

第2章 整備方針

I. コンセプト

大雪山連峰の雄大な姿を望む安住の地、 花と緑あふれる大雪霊園

自然と一体になったお墓とします。

一年を通して、お参りできる献花台を管理施設に導入します。

町民の誇りとなるような施設を整備します。

50年先の運営計画を立てます。



II. 基本方針

1 風景を生かした空間づくり

大雪山を望み、四季折々の大自然の広がりを誘う、花のある公園のような墓園を計画します。また、静かで景色がよく、気軽に且つ厳粛な気持ちでお参りできる場所とします。

2 新たなニーズに応える墓地整備

社会情勢や家族形態の変化により墓地の形態や利用方法も多様化しているニーズに応えるために、従来の区画墓地だけでなく、合葬墓や納骨堂、ペット墓等を兼ね備えた墓園を整備します。

3 ふるさとのお墓

東神楽町営の墓園であることから、町民やその家族にとって利用しやすい墓園を計画します。また、来訪者に花のまち東神楽らしいと感じてもらえる墓園とします。

4 運営のしくみ

町民以外の幅広い利用者があるため、墓園の維持管理費は受益者負担による運営を進めます。また、町営の墓園であるため、町民とその家族を優先したしくみの導入を検討します。

5 循環利用を進める

墓園を適切に管理するために、無縁化防止に努め、利用者の状況に合わせた墓地形態を選択できるようにするなど、循環利用を進めます。

III. 概略ゾーニング

7 ha の広大な土地を有効に利用するために、導入する機能の大まかな配置を決定します。導入する機能から、以下のゾーン分けにより空間の配置を考えます。

また、一気に整備するのではなく、段階的に整備していきます。

コアゾーン	火葬場候補地・駐車場 等 新墓園と公園にアクセスしやすい配置
墓園ゾーン	墓地（区画墓地・合葬墓）・管理棟 等 計画地の既存墓園の流れを踏襲した配置
公園ゾーン	自然的公園 コアゾーン・墓園ゾーンと一体的な空間となるように計画



図 2.1 概略ゾーニング

1 設置する機能

墓の種類	<ul style="list-style-type: none">・個別区画（ペット利用可能な区画を一部設ける）・合葬墓・納骨堂（管理棟に併設）・無縁墓
管理棟	<ul style="list-style-type: none">・管理事務所・納骨堂・霊園全体を見渡せる献花台（大雪山連峰への眺望も配慮）・休憩室・現霊園と新霊園が見渡せる場所、展望機能
道路	<ul style="list-style-type: none">・メイン道路は2車線で駐車できるスペースがある・降雪時の雪置き場も考慮
その他	<ul style="list-style-type: none">・東屋・水場・散策路（歩いて楽しめるもの）

IV. 施設概要

1 区画墓地

大雪山連峰を望む、花と緑あふれる自然的公園の中の芝生地に小型の墓石が並ぶ明るく開放的な墓地とします。



図 2.2 区画墓地イメージ

2 合葬墓

自然的公園と一体化された安心して眠れる合葬墓を計画します。



図 2.3 合葬墓イメージ

3 管理棟

大雪山連峰を望み現大雪霊園と新墓園を見渡せ、冬場の雪が多い季節も関係なく一年を通してお参りができる献花台と納骨堂を含んだ管理棟を計画します。

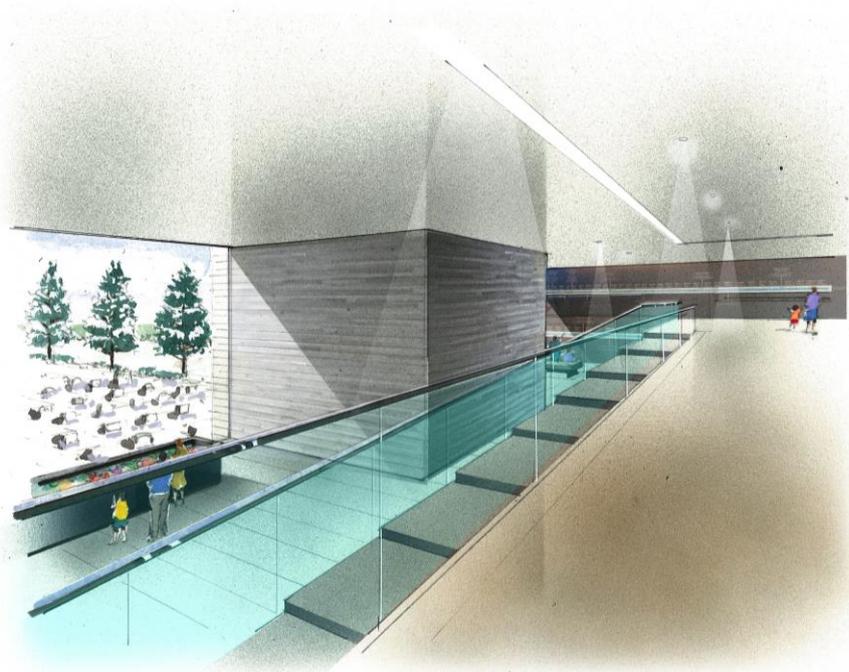


図 2.4 冬季献花スペースのイメージ

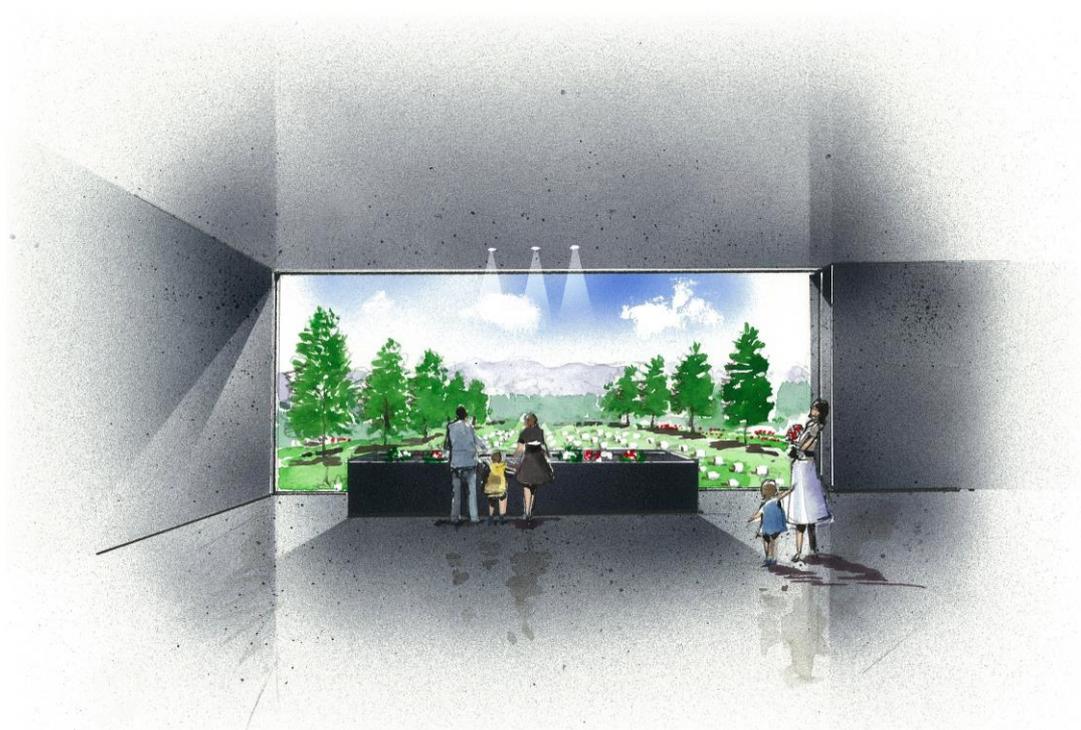


図 2.5 献花スペースのイメージ

4 納骨堂

管理棟に併設し、季節や天候にかかわらず快適に参拝が可能な納骨堂を計画します。



図 2.6 納骨堂イメージ

5 自然的公園

歩いて楽しめる散策路や自然的な風景が広がる場所を計画します。



図 2.7 自然的公園のイメージ

第3章 管理・運営

I. 大雪霊園管理運営の現状について

大雪霊園の管理運営の現状は下表の通りです。

表 3.1 大雪霊園の管理状況

大雪霊園管理棟	管理人の配置	4月中旬から10月中旬の土日祝日 繁忙期→8月10日頃～17日頃
	業務内容	・霊園内の案内 ・霊園内の巡回 (ごみ拾い・お供え物・枯れた花等の撤去)
大雪霊園全体	霊園内の管理 (委託業者)	霊園内の芝生及び通路の草取り →年4回程度
		樹木の病虫害防除 →年2回程度
		樹木剪定 →随時
		花壇の植栽 →春花・夏花
		トイレ清掃 →週1回程度

II. 新墓園の維持管理方法

1 使用料

墓園の維持管理費は使用料収入及び管理手数料収入において、賄うことを基本とします。また、旭川市民を含め、町外住民の利用が多いため、受益者負担の考えに基づいて使用料を設定します。

各種墓地の使用料金設定を適切に行い、共用部の維持管理費は一括徴収とします。

(1) 個別区画

- ・原則、永代使用とするが、合葬墓への移行を選択可能とする。
- ・料金の目安は、改葬して再貸付可能な費用とする。
- ・カロート及び墓石の一部の再利用を可能とする。
- ・有期限の場合は合葬墓の利用を可能とする。
- ・生前でも購入可能とする。
- ・町民とその家族を優先したしくみの導入を検討する。

(2) 合葬墓・納骨堂

- ・合葬墓は遺骨をそのまま収容する。
- ・骨壺による収容は納骨堂とする。
- ・納骨堂は合祀する期間を設定するが、希望による延長を可能とする。
- ・埋葬記録の保管を行う。
- ・生前でも購入可能とする。
- ・町民とその家族を優先したしくみの導入を検討する。

2 無縁化対策

無縁化対策として、以下の3点を行います。

- ・定期的な通知を行い、対策を講じる
- ・管理手数料徴収からの判断
- ・有期限化の導入（循環型墓地）

3 付帯施設

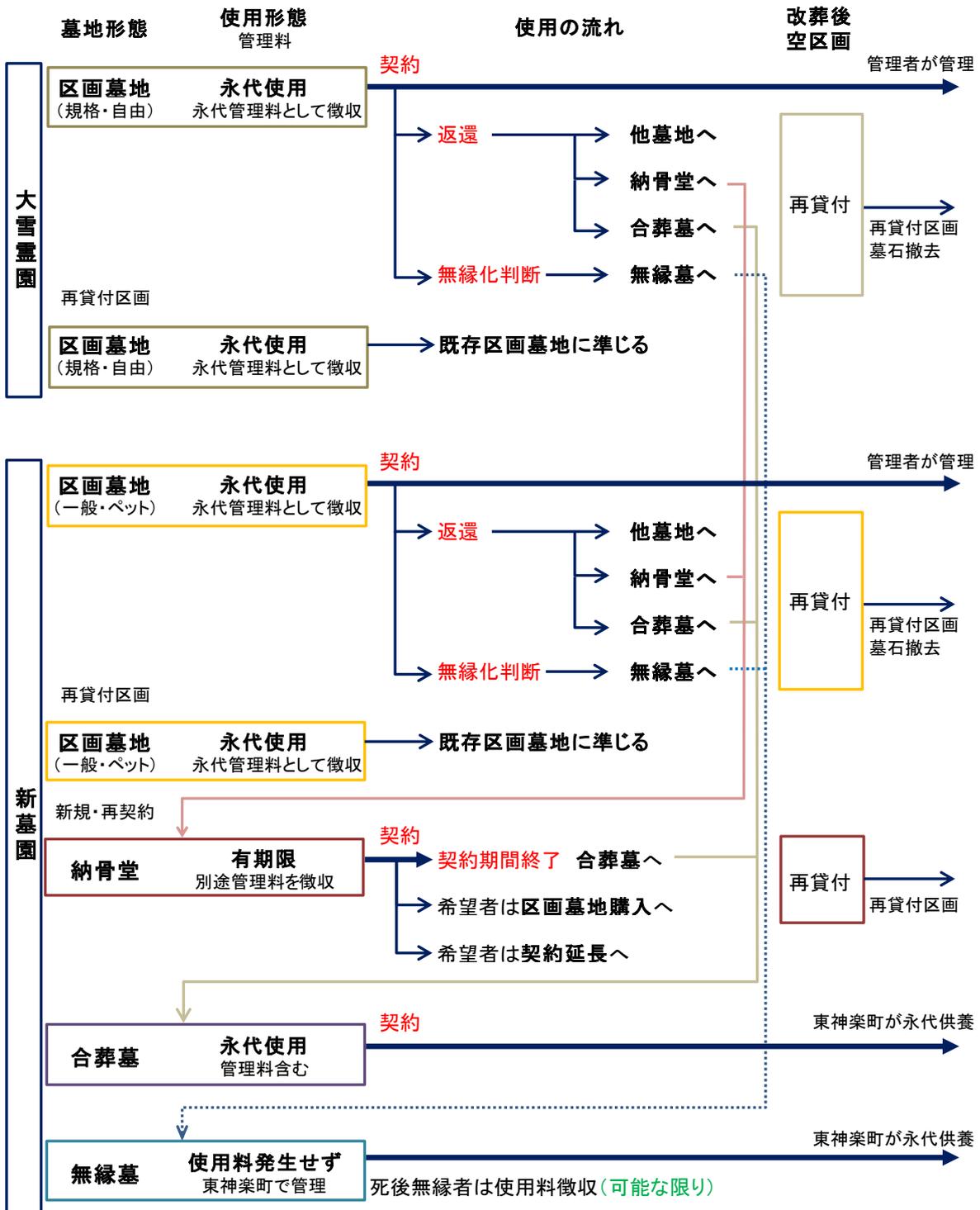
- ・ 駐車場
- ・ 水場
- ・ 冬場の献花台（焼香台）
- ・ 休憩場所（東屋、室内休憩場所）
- ・ 管理事務所
- ・ 公園（一般利用も想定）
- ・ 売店（販売する物の内容）

4 提供するサービス（管理者側収入）

その他収入により運営費の捻出

- ・ 花、線香などの販売
- ・ バスの運行サービス
- ・ 個別区画の維持管理（掃除）代行
- ・ 売店の売上げ
- ・ その他

III. 使用の流れ



IV. 使用者の範囲

1 区画墓地

区画墓地	申込者	備考	使用料	管理料
一般区画	特に制限指定なし	遺骨を所有していなくても申込可	○	○
ペット区画	ペット埋葬希望者	ペットを埋葬しない方も可	○	○

2 合葬墓（永代）

合葬墓（永代）	申込者	備考	使用料	管理料
一般	特に制限指定なし	遺骨を所有していなくても申込可	○	—
墓地返還者	大雪霊園利用者	大雪霊園利用者で墓地返還した者	○	—
納骨堂利用者	納骨堂利用者	納骨堂から合葬墓を希望した者 及び契約満了者	○	—

3 納骨堂（有期限）

納骨堂 （有期限）	申込者	備考	使用料	管理料
一般	特に制限指定なし	遺骨を所有していなくても申込可	○	○
墓地返還者	大雪霊園利用者	大雪霊園利用者で墓地返還した者	○	○
再契約者	大雪霊園利用者	納骨堂利用の契約を延長する者	○	—

4 無縁墓

無縁墓	該当者	備考	使用料	管理料
墓地無縁者	大雪霊園利用者	死亡後、無縁と判断されたもの	—	—
死後無縁者	町内死亡者等	死亡後、無縁と判断されたもの	○	—
行旅死亡人	東神楽町	東神楽町扱いの行旅死亡人	—	—